

ホーム

金融庁について



報道・広報



政策・審議会



法令・指針等



金融機関情報



国際関係情報



アクセス F S A
(広報誌)

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施について

ポスト

令和 8 年 9 月 15 日

金融庁

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施について

金融庁では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を[別紙](#)のとおり取りまとめたので、パブリックコメントを実施します。

1. 改正の概要

【1】「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等について

企業会計基準委員会（ASBJ）において、改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等及び実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（コメント募集期間：令和 8 年 8 月 17 日～同年 10 月 19 日）が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要の改正を行うものです。

その他所要の改正を行います。

【2】「財務諸表等規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）について

企業会計基準委員会が令和 8 年 7 月 7 日までに公表した会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 1 条第 3 項及び財務諸表等規則第 1 条第 3 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とします。

▶ 令和 8 年 6 月 2 日公表

- ▶ 改正企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準
- ▶ 改正企業会計基準第22号 連結財務諸表に関する会計基準

▶ 令和 8 年 7 月 7 日公表

- ▶ 改正企業会計基準第27号 法人税等に関する会計基準
- ▶ 企業会計基準第43号 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その3）
- ▶ 企業会計基準第44号 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その4）

改正案の具体的な内容については[（別紙 1）～（別紙 7）](#)を御参照ください。

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ オンライン行政手続

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

▶ 関連リンク



金融庁金融研究センター



証券取引等監視委員会



公認会計士・監査審査会

2. 施行日

公布の日から施行します。

なお、企業会計基準公開草案第99号（企業会計基準第32号の改正案）「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（案）」の公表を受けた財務諸表等規則等の改正については、企業会計基準委員会において、当該公開草案の結果を踏まえ公表される企業会計基準等の適用日を踏まえて、財務諸表等規則等を施行する予定です。

この案について御意見がありましたら、**令和8年10月16日（金曜）17時00分（必着）**までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便により下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Govウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#)

御意見の送付先

金融庁企画市場局企業開示課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

URL：<https://www.fsa.go.jp/>

- （別紙１） [財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）](#)
- （別紙２） [連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）](#)
- （別紙３） [附則（案）](#)
- （別紙４） [「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（案）](#)
- （別紙５） [「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（案）](#)
- （別紙６） [財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）の一部改正（案）](#)
- （別紙７） [連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）の一部改正（案）](#)

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ [ウェブサイト受付](#)

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局企業開示課（庁内用3691、2999）

サイトマップ

▶ 金融庁について

- ▶ 組織
 - ▶ 大臣・副大臣・政務官
 - ▶ 金融庁の概要
 - ▶ 金融庁の改革
 - ▶ 所管の法人
 - ▶ 予算・決算
 - ▶ 政策評価
 - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
 - ▶ 報道発表資料
 - ▶ 記者会見
 - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
 - ▶ アクセスFSA（広報誌）
 - ▶ 白書・年次報告
 - ▶ 職員による講演等
 - ▶ 職員による寄稿等 
 - ▶ 利用者の方へ
 - ▶ 注意喚起情報
 - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
 - ▶ よく閲覧されているページ

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
 - ▶ **金融行政方針**
 - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
 - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
 - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
 - ▶ 金融研究センター 

▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
 - ▶ 検査・監督の基本方針等
 - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- ▶ 監督指針・事務ガイドライン
 - ▶ 監督指針一覧
 - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
 - ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
 - ▶ 保険会社関連
 - ▶ 金融商品取引業者等関連
 - ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
 - ▶ **国際金融センター** 
 - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
 - ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
 - ▶ 金融安定理事会（FSB）
 - ▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
 - ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）
 - ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）
 - ▶ 金融活動作業部会（FATF）
 - ▶ その他

▶ アクセスFSA（広報誌）

▲ ページの先頭に戻る

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス（EDINET等）](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000